

第3回茅ヶ崎市保育所設置者等選定委員会におけるプレゼンテーション及び質疑応答について

1 プレゼンテーション及び質疑応答の進行について

- (1) 申請者によるプレゼンテーションを10分間、選定委員による質疑応答を20分間、合計30分間で行います。
- (2) 申請者による説明時には、終了5分前、終了1分前及び終了時に合図をします。説明が途中であっても終了時の合図で説明を終了してください。
- (3) 質疑応答の後、申請者には退出していただきます。退出後、選定委員による採点を行います。
選定結果は後日、保育課よりご連絡します。

【参考】選定基準

- 委員の評価表の合計点が満点の6割に満たない申請者は運営法人候補者の対象としない。ただし、選定委員会の決定に基づき、条件を付けて運営法人候補者とすることができる。
- 委員の評価表の合計点の上位2者を運営法人候補者として選定するものとする。
- 申請者が1者であっても選定を行い、委員の評価表の合計点が満点の6割以上であれば運営法人候補者として選定する。

2 説明の方法

- (1) 説明に使用できる資料はご提出いただいている申請書類のみとします。紙を使用して説明しても、パソコンを使って説明しても構いません。ただし、追加資料の配布はできませんのでご注意ください。
- (2) パソコンによる説明の場合、パソコンは申請者をご用意ください。スクリーンとプロジェクターは保育課にて準備しますが、動作の不具合等に備えて、紙でも説明できるように準備しておいてください。
なお、ヒアリング前に5分間の調整時間をとりますので、その時間内にパソコン等の準備を行ってください。

(3) 申請書の内容に沿っていれば説明内容は任意としますが、法人の概要、事業計画、資金計画、近隣説明状況、整備スケジュールの5点については必ずご説明ください。

以上